第二款　適格金融資産担保付取引に共通する事項

（定義）

第六十条　適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいう。

（手法の選択）

第六十一条　標準的手法採用最終指定親会社は、次の各号に掲げる場合において、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法を適用するために、当該各号に定める手法を用いなければならない。

一　マーケット・リスク相当額の算出を行っている標準的手法採用最終指定親会社が、マーケット・リスク相当額の算出の対象となっている資産に関するオフ・バランス取引又は派生商品取引の与信相当額について信用リスク削減手法を適用する場合　包括的手法

二　前号以外の場合　簡便手法又は包括的手法のうち、当該標準的手法採用最終指定親会社が前号以外のすべての適格金融資産担保付取引に用いるものとして選択した手法

（担保の管理）

第六十二条　標準的手法採用最終指定親会社は、適格金融資産担保を信用リスク削減手法として用いる場合には、次の各号の条件を満たさなければならない。

一　当該標準的手法採用最終指定親会社は、適格金融資産担保に係る担保権を維持し、実行するために必要なすべての措置を講じていること。

二　当該標準的手法採用最終指定親会社は、担保権の実行を可能とする事由が発生した場合に、取引相手又は適格金融資産担保の管理の受託者に対して、適格金融資産担保を適時に処分又は取得する権利を有していること。

三　当該標準的手法採用最終指定親会社は、適格金融資産担保の適時の処分又は取得が可能となるよう、適切な内部手続を設けていること。

四　適格金融資産担保の管理が第三者に委託されている場合、当該標準的手法採用最終指定親会社は、受託者が当該適格金融資産担保と受託者自身の資産を分別管理していることを確認していること。

（担保の相関）

第六十三条　適格金融資産担保付取引の取引相手の信用リスクと当該適格金融資産担保の信用リスクが顕著な正の相関を有する場合、標準的手法採用最終指定親会社は、これを信用リスク削減手法として用いてはならない。

（オフ・バランス取引の担保）

第六十四条　標準的手法採用最終指定親会社は、第四十五条第一項の表第八号に規定する取引において、有価証券の貸付けに際して受け入れた担保資産、現金若しくは有価証券による担保の提供において担保提供の原因となっている借入資産、買戻条件付資産売却における売却代金又は売戻条件付資産購入における購入資産が次条又は第六十六条に掲げる資産である場合には、これを適格金融資産担保として扱うことができる。

（簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第六十五条　簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一　現金及び預金

二　金

三　日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行の発行する債券

四　適格格付機関が格付を付与している債券であって、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ　中央政府、中央銀行、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関が発行した債券であって、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1―4以上であるもの

ロ　イに掲げる債券以外の債券であって、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第三十条又は第三十一条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十二条第一項の表を準用するものとする。第七十条第一項第一号において同じ。）が2―2又は4―3以上であるもの

ハ　適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第三十条又は第三十一条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十三条第一項の表を準用するものとする。第七十条第一項第一号において同じ。）が5―3以上である短期の債券

五　適格格付機関が格付を付与していない債券であって、次に掲げるすべての条件を満たすもの

イ　発行者が第三十条又は第三十一条に掲げる主体であること。

ロ　取引所金融商品市場、店頭売買有価証券市場又は外国金融商品市場において売買されていること。

ハ　他の債権に劣後するものでないこと。

ニ　発行者が負っている同順位の債務に対し、適格格付機関が、4―3又は5―3の信用リスク区分に対応する格付を下回る格付を付与していないこと。

ホ　標準的手法採用最終指定親会社が、当該債券の信用度が信用リスク区分において4―3又は5―3を下回ると信ずるに足る情報を有しないこと。

ヘ　当該債券に十分な流動性があること。

六　指定国の代表的な株価指数（金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年八月金融庁告示第五十九号。以下「単体自己資本規制比率告示」という。）第一条第三十九号に掲げる指定国の代表的な株価指数をいう。以下同じ。）を構成する株式を発行する会社の株式等（株式及び株式に転換する権利を付された社債をいう。以下この節において同じ。）

七　投資信託その他これに類する商品（以下「投資信託等」という。）であって、次に掲げるすべての条件を満たすもの

イ　投資対象が簡便手法において担保適格となる資産に限定されていること。ただし、当該投資信託等が投資している資産のリスクをヘッジするために派生商品取引を用いることを妨げない。

ロ　当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されていること。

（包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第六十六条　包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保は、前条に掲げるもの及び次の各号に掲げるものとする。ただし、レポ形式の取引であって、取引対象の資産がマーケット・リスク相当額の算出の対象になっているものについては、適格金融資産担保の範囲を限定しない。

一　上場株式であって、指定国の代表的な株価指数を構成しない株式を発行している会社の株式等

二　次に掲げるすべての条件を満たす投資信託等

イ　投資対象が前条に掲げる資産及び前号の株式等に限定されていること。ただし、当該投資信託等が投資している資産のリスクをヘッジするために派生商品取引を用いることを妨げない。

ロ　当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されていること。